

予防通所リハビリテーション利用料金

■介護保険給付サービス

(市原市は地域加算が1単位＝10.55円となっています。)

要介護度	1割	2割	3割
要支援1	2,268円/月	4,536円/月	6,804円/月
要支援2	4,228円/月	8,456円/月	12,684円/月

■加算料金

名称	1割	2割	3割	備考
運動器機能向上加算(月額)	225円/月	450円/月	675円/月	運動器機能向上計画を作成し実施した場合
サービス提供体制加算Ⅱ1 要支援1	72円/月	144円/月	216円/月	勤続7年以上の者を30% 介護福祉士を50%以上の者を配置している場合
サービス提供体制加算Ⅱ2 要支援2	144円/月	288円/月	432円/月	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	562円/月	1,124円/月	1,686円/月	リハビリテーション実施計画の作成、評価、介護支援専門員を通じ、情報の伝達・共有する。(開始から6ヶ月以内)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の86/1000			所定単位数に8.6%を加算
若年性認知症受入加算(月額)	240円/月	480円/月	720円/月	65歳未満で認知症の診断を受けている場合
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月	利用者ごとの、ADL値・心身の状態の情報を提供している場合
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160円/月	320円/月	480円/月	言語聴覚士、看護職員を1名以上配置し、指導計画を作成している場合
栄養アセスメント加算	50円/月	100円/月	200円/月	管理栄養士を1名以上配置している場合
一体的サービス提供加算	480円/月	960円/月	1440円/月	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施し、1月に2回以上栄養改善又は、口腔機能向上サービスを行った場合

☆介護保険法に基づく金額ですので、法令の改定があった場合にはそれに従い変更されます。

■介護保険適用外のサービス

名称	金額	備考
食費(昼食代・おやつ代含む)	770円/日	昼食代・おやつ代を含む
教養娯楽費(レクリエーションで使用する工作用品等)	110円/日	レクで使用する工作品等
日用品(トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー等)	110円/日	トイレトペーパー・ティッシュペーパー等
紙オムツ(1枚)	150円/枚	施設のものを使用した場合
尿取りパット(1枚)	55円/枚	施設のものを使用した場合
リハビリパンツ(1枚)	170円/枚	施設のものを使用した場合